

北海道教育委員会教育長告示第55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年5月1日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和6年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和6年5月1日に一般競争入札の公告を行う令和6年度北海道教育庁職員等及び北海道立学校職員のストレスチェック業務委託

(2) 資格

令和6年度北海道教育庁職員等及び北海道立学校職員のストレスチェック業務委託に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役務等の種類

北海道教育庁職員等及び北海道立学校職員のストレスチェック業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(8) 個人情報の保護に関して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている者又は「JISQ27001」、「JISQ27002」、「ISO/IEC27001」、「ISO/IEC27002」等の認証を有している者若しくはこれらと同等の情報セキュリティ管理システムを確立した者であること。

(9) 面接指導に従事する医師を確保していること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、告示日から令和6年5月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手の方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道教育委員会のホームページ（<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/fkr/a0009/nyusatukokuzi/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

7 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁教職員局福利課

(2) 所在地 郵便番号060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎9階

(3) 電話番号 011-204-5736

入札参加資格審査申請書

年 月 日

北海道教育委員会教育長 倉本博史様

[申請者]

北海道が実施する令和6年度北海道教育庁職員等及び北海道立学校職員のストレスチェック業務に係る競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

所在地	郵便番号 — 電話番号 — —
商号又は名称	
代表者	

私は、競争入札参加資格審査申請に当たり、次に該当しない者であることを申し出ます。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- 3 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
- 4 次に掲げる税を滞納している者
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- 5 次に掲げる社会保険等の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

[添付書類] 別紙のとおり

[支店等]

次の欄は、本業務を担当する支店等について記入してください。

所在地	郵便番号 — 電話番号 — —
商号又は名称	
代表者 (支店等の代表者)	

[申請者の概要]

1 従事予定医師数

_____人

2 法定保険加入状況

法定保険の種類		加入状況	事務所の登録番号	未加入の場合の理由
社会保険	健康保険	加入・未加入		
	厚生年金保険	加入・未加入		
労働保険	雇用保険	加入・未加入		

※ 加入状況欄は、加入又は未加入を囲んでください。

※ 事業所の登録番号欄には、当該法定保険に係る主務官庁等から付与された番号等を記入してください。

※ 未加入の理由欄には、未加入の理由を記載してください。

また、加入該当事業所でない場合は、その旨を記載してください。

※ 加入に囲いを入れた保険について、それぞれ加入状況が確認できる書面（納入告知書、資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書、適用通知書、保険関係成立届、領収済通知書、概算・確定保険料申告書（控）など）を提示してください。

ただし、社会保険等適用除外の場合は、別記第20号様式「社会保険等適用除外申出書」を提出してください。

3 申請の連絡先（担当者）

申請内容に関して、照会を行う場合があります。

所属（部・課・係名）			
役職・氏名	役職	氏名	
電話番号	代表	—	— (内線)
	直通	—	—

添付書類一覧

入札参加資格審査申請書の他に、次に掲げる書類を申請してください。

入札参加資格審査申請書に添付した書類について○を記入の上、申請書に添付してください。

区 分	摘 要	添付確認 (○を記入)
1 登記事項証明書（商業登記簿 謄本）の写し	法務局の発行するものの写し ※申請受付時前3ヶ月以内に発行されたもの。	
2 納税証明書の写し ・道税 （道が賦課徴収するものに 限る） ・消費税及び地方消費税	・道税 道税事務所又は総合振興局、振興局税務課の発行するもの の写し ※道に納税義務のない場合は、本店所在の都府県の法人事業 税に滞納がないことの証明書の写し	
※いずれも申請受付時前3ヶ月 以内に発行されたものに限る。	・消費税及び地方消費税 税務署が発行する「書式その3の3（「法人税」及び「消 費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）」の 写し	
3 健康保険・厚生年金保険、 雇用保険の届出義務を履行 している事実を証する書類 の写し	・健康保険・厚生年金保険 ①納入告知書、 ②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書、 ③適用通知書 ※①②③など、加入状況が確認できる書類のいずれか一つ	
	・雇用保険 ①保険関係成立届、②領収済通知書、③概算・確定保険料 申告書（控） ※①②③など、加入状況が確認できる書類のいずれか一つ	
4 精度管理に関する書類	（一財）日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシ ーマーク制度の認定書又は「JISQ27001」、「JISQ27002」、 「ISO/IEC27001」、「ISO/IEC27002」等の認証書若しくはこ れらと同等のセキュリティシステムが確立されていることが 証明できる書類の写し	
5 面接指導に従事する医師を 確保していること書類	従事予定医師名簿 （別添の様式）	
6 誓約書	暴力団員又は暴力団関係事業者ではないことの誓約書 （別記第19号様式）	
7 その他教育長が必要と認め る書類	申請内容を確認するために、他の書類の提出をお願いする 場合があります。	

（注） 提出を受けた書類は返却しません。

【道税に係る納税証明書の請求方法等】

- 納税証明書の交付請求書は、各道税事務所、各総合振興局、振興局税務課の窓口にあります。
また、北海道総務部財政局税務課のホームページからダウンロードすることができます。
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/noufu/noufu301.html>)
- 証明が必要な税目は、すべての道税（市町村が賦課徴収する個人道民税を除く。）です。
- 証明書の使用目的欄は、「資格審査申請」です。
- 証明事項は、「道税について滞納がないこと。」です。
- 交付手数料は、1件（1税目）につき400円の北海道収入証紙です。
北海道収入証紙は、北洋銀行、道庁及び総合振興局、振興局の売店等の売りさばき所で販売しています。

社会保険等適用除外申出書

北海道教育委員会教育長 様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。
また、申出の内容を確認するため、北海道が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】 健康保険 厚生年金保険

1. 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。
2. 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため。
3. その他

注 1 届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○で囲むこと。

- 2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例) ○○年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

【雇用保険】

1. 役員のみの方であるため。
2. その他

注 1 該当する番号を○で囲むこと。

- 2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例) ○○ハローワークに確認し、△△により適用除外となる。

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者

従事予定医師名簿

氏名	医師番号

上記の医師を面接指導に従事させる医師として確保していることを申し立てます。

年 月 日

商号又は名称

代表者

誓 約 書

北海道教育委員会教育長 様

私は、北海道が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

年 月 日

所 在 地 〒

商号又は名称

代 表 者

入札の公告等をダウンロードされる皆様へ

入札の公告等をダウンロードされる場合は、今後日程や内容等に変更があった際にご連絡できるよう、必ずこの用紙にご記入のうえ、次の送付先にFAX送信願います。

<送付先>

〒060-8544

札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館

北海道教育庁教職員局福利課 担当：寺嶋

TEL 011-204-5736

FAX 011-261-2292

1 契約名	令和6年度北海道教育庁職員等及び北海道立学校職員のストレスチェック業務委託契約
2 住所 商号又は名称 代表者職・氏名	
3 担当者氏名	
4 電話番号	
5 FAX番号	
6 電子メールアドレス	

※ 切り取らずこのまま送信してください。

北海道教育委員会教育長告示第56号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年5月1日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称

令和6年度北海道教育庁職員等及び北海道立学校職員のストレスチェック業務委託契約
1人当たりの単価

イ 予定数量（受検見込人数）

(ア) ストレスチェック業務（Web方式）	13,740人
(イ) ストレスチェック業務（紙方式）	560人
(ウ) ストレスチェック業務（紙方式・英文）	60人
(エ) ストレスチェック業務（ワード・エクセル方式）	20人
(オ) 面接指導業務	120人

(2) 契約の目的の仕様等

令和6年度北海道教育庁職員等及び北海道立学校職員ストレスチェック委託業務処理要領
による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

上記(2)による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道教育委員会教育長告示第 号に規定する令和6年度北海道教育庁職員等及び
北海道立学校職員のストレスチェック業務委託に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎9階 北海道教育庁教職員局福利課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎7階教育庁会議室
- (2) 入札日時 令和6年5月30日（木）午前10時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなる
おそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれ
があると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵便等による入札の可否

認めない。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

11 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 最低制限価格

地方自治法第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定していない。

(4) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁教職員局福利課

イ 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎9階

ウ 電話番号 011-204-5736（直通）

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

競 争 入 札 心 得

(総則)

第1条 北海道が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

＝(入札保証金等)＝

~~第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されてる者を除く。)は、入札執行前に、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。~~

~~2 前項の入札保証保険契約は、定額(定率)で補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。~~

~~3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。~~

~~4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。~~

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

~~2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。~~

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

~~(4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札~~

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- ~~(8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの~~
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

（再度入札）

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

（落札者の決定）

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。~~ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。~~

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（最低価格の入札者を落札者とししない場合）

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

（注）この条項は、契約内容が製造その他についての請負に該当する場合に適用する。

~~（入札保証金等の返還）~~

~~第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。~~

~~2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はそれに代える担保はすべて返還します。~~

（契約の締結）

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

- (1) 契約の締結を書面で行う場合には支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。
- (2) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には支出負担行為担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。

~~（北海道議会の議決事件）~~

~~第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結します。~~

~~2 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又~~

~~は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとし、この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。~~
(注) ~~第14条の規定は、議会の議決に付すべき契約に適用する。~~

(落札者と契約の締結を行わない場合)

第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとし、この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(注) 第2項の規定は、契約書の作成を要する契約に適用する。

(入札保証金等の帰属)

第16条 ~~落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。~~

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

~~(契約保証金等)~~

第17条 ~~契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。~~

~~2 前項の履行保証保険契約は、定額(定率)でん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期(目的物の引渡しを要する業務にあつては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日)までの期間以上のものでなければなりません。~~

~~3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定目付けのある承諾書を提出してください。~~

~~4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期(目的物の引渡しを要する業務にあつては、目的物の引渡し期限)までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。~~

~~(入札保証金等の充当)~~

第18条 ~~落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。~~

(談合情報に対する対応)

第19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 令和6年度北海道教育庁職員等及び北海道立学校職員のストレスチェック業務
- 2 委託期間 令和6年 月 日から
令和7年3月31日まで
- 3 業務委託料
- | | | |
|-------------------------|-------|---|
| ストレスチェック業務 (Web方式) | 1人当たり | 円 |
| ストレスチェック業務 (紙方式) | 1人当たり | 円 |
| ストレスチェック業務 (紙方式・英文) | 1人当たり | 円 |
| ストレスチェック業務 (ワード・エクセル方式) | 1人当たり | 円 |
| 面接指導業務 | 1人当たり | 円 |
- 上記価格に消費税及び地方消費税相当額を加算する。
- 4 契約保証金 免除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(年 月 日)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者 北海道
北海道教育委員会教育長 ○ ○ ○ ○

住 所
受託者 氏 名

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙令和6年度北海道教育庁職員等及び北海道立学校職員ストレスチェック委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。

4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務担当員)

第4条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

第5条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

第6条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その

理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第7条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し書面により通知するものとし、業務委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(調査等)

第8条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(報告義務)

第8条の2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

(完了検査等)

第9条 受託者は、ストレスチェック業務（Web方式）、（紙方式）、（紙方式・英文）、（ワード・エクセル方式）及び集団ごとの集計・分析を全て完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び要領8(1)アからカに定める成果品を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、当該月の面接指導業務を完了したときは、翌月末までに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び要領8(2)に定める成果品を委託者に提出しなければならない。なお、最終の面接指導業務が完了した後は、要領8(3)アからイに定める成果品と併せ、速やかに委託者に提出しなければならない。

3 受託者は、面接指導業務を全て完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び要領8(3)アからイに定める成果品を委託者に提出しなければならない。

4 委託者は、前3項の規定により提出された実績報告書及び成果品について、その提出の日から起算して10日以内に検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

5 受託者は、成果品が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補正しなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなし、前4項の規定を適用する。

6 成果品の引渡しは、第4項の規定により委託者から合格の通知が発出された日をもって完了したものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

第10条 受託者は、前条第1項及び第3項の規定により提出した実績報告書及び成果品について、

第4項の規定による合格の通知を受けたときは、委託者に対して、それぞれの単価に実施人数を乗じて得た金額の合計に、当該金額の100分の10に相当する消費税等を加算した金額を業務委託料として支払の請求をするものとする。

2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(契約不適合責任)

第11条 委託者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、その成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完を催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞)

第12条 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、委託期間の業務満了の期限の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、業務委託料の額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額とする。

3 委託者は、その責めに帰すべき理由により第10条第2項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

4 委託者は、その責めに帰すべき理由により第9条第4項の期間内に検査しないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第10条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなし、前項の規定を適用するものとする。

(秘密の保持)

第13条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

第14条 委託者は、次条から第17条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第19条又は第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第17条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第24条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第24条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第24条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとき

れる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第18条 第15条各号又は第16条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第15条又は第16条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第19条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第20条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第7条第1項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の2分の1に相当する日数（委託期間の2分の1に相当する日数が30日を超えるときは30日）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部であるときは、その一部を除いた他の部分に係る業務が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第21条 第19条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第22条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第23条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、実施済業務委託料の合計額の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第15条又は第16条（第1号を除く。）の規定によりこの契約が解除されたとき。

- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に規定する賠償金のほか、確定していない業務委託料に係る賠償金については、当該業務委託料が確定した都度、第1項の規定中「実施済業務委託料の合計額」とあるのは「実施済業務委託料」と読み替えて同項の規定を適用する。
- 4 第1項各号に定める場合（第2項の規定により第1項第2号に該当する場合と見なされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。
- 5 委託者は、実際に生じた損害の額が第1項の実施済業務委託料の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

第24条 受託者は、この契約に関して、第17条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として実施済業務委託料の合計額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない業務委託料に係る賠償金については、当該業務委託料が確定した都度、前項の規定中「実施済業務委託料の合計額」とあるのは「実施済業務委託料」と読み替えて同項の規定を適用する。
- 3 委託者は、実際に生じた損害の額が前2項の賠償金の額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 4 第1項から第3項までの規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。
(委託業務の処理に関する損害賠償)

第25条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- 3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。
(受託者の損害賠償請求等)

第26条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約不適合責任期間等)

第27条 委託者は、引き渡された成果品に関し、第9条第6項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果品の契約不適合が要領の記載内容又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(相殺)

第28条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約に定めのない事項)

第29条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

令和6年度北海道教育庁職員等及び北海道立学校職員のストレスチェック委託業務処理要領

1 業務の目的

本業務は、労働安全衛生法第66条の10の規定に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を行い、本人にその結果を通知してストレスの状況について気付きを促し、個々の職員のストレスの低減を図るとともに、ストレスの高い職員（以下「高ストレス者」という。）を面接指導につなげることで、心の不健康な状態の未然防止を図るとともに、ストレスチェックの結果を一定規模の集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境改善につなげることを目的とする。

2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務の概要

- (1) Webサイトでの入力（以下「Web方式」という。）、紙媒体の調査票への記入（以下、「紙方式」という。）及びワードもしくはエクセルでの入力（以下「ワード・エクセル方式」という。）によるストレスチェックを実施し、受検者に対して結果を通知する。
- (2) ストレスチェックの結果、面接指導対象者と選定され、面接指導を申し出た職員に対し、面接指導を実施する。
- (3) ストレスチェック結果を所属ごとに集計・分析する。

4 予定数量

ストレスチェック等の予定数量は次のとおり。なお、実際の発注数量を補償するものではない。

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) ストレスチェック業務（Web方式） | 13,740人 |
| (2) ストレスチェック業務（紙方式） | 560人 |
| (3) ストレスチェック業務（紙方式・英文） | 60人 |
| (4) ストレスチェック業務（ワード・エクセル方式） | 20人 |
| (5) 面接指導業務 | 120人 |

5 実施期間

- (1) ストレスチェック業務
原則、7月から8月の間に実施する。
- (2) 面接指導業務
面接指導対象者からの申出後、日程調整の上、随時実施する。

6 ストレスチェック調査票

ストレスチェックは、「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）」に示されている「職業性ストレス簡易調査票（57項目）」（別紙1。以下「調査票」という。）を用いて行う。

7 ストレスチェック実施手順

- (1) 事前打合せ
ア 受託者は、本業務を円滑かつ効果的に実施するため、ストレスチェック実施前に、委託業務全般について委託者と十分な打合せを行い、業務処理実施計画書を提出すること。

イ 受託者は、Web方式で職員がストレスチェック受検時に使用するWebサイトのデモ版、調査票、ストレスチェック結果及び集団分析結果等のサンプル等について、委託者の確認を受けること。

なお、この確認には、Web方式についての動作確認（Webサイトと個人貸与パソコンの接続状況確認やフィルターの解除等）を含むものとし、動作確認は委託者が行う。

また、確認の結果、委託者から修正等の指示があった場合は、適切に対応すること。

(2) 事前準備

ア 受託者は、委託者に対し、ストレスチェック対象者の登録、受検状況の把握、未受検者に対する勧奨等を行うためのシステム（以下「システム」という。）を提供すること。

なお、システムは、専用のソフトウェアをインストールせずに、Web上で操作ができるものであること。

イ システムは、次の機能を有するものであること。

(ア) CSV形式またはエクセル形式ファイルにより、ストレスチェック対象者を登録する機能

(イ) ストレスチェック対象者に対し、受検開始メールを送信できる機能

(ウ) ストレスチェック未受検者に対し、勧奨メールを送信できる機能

(エ) 氏名、所属、ID、グループ等の条件に合った対象者を検索できる機能

(オ) 検索した対象者に対し、メールを送信できる機能

(カ) 面接指導対象者に対し、面接指導申出勧奨メールを送信できる機能

(キ) 面接指導対象者が面接指導を希望する場合、電磁的記録により申し出ることができる機能

(ク) 面接指導対象者で面接指導を申し出していない者に対し、面接指導申出勧奨メールを送信できる機能

(ケ) ストレスチェックの受検状況をCSV形式またはエクセル形式ファイルでダウンロードできる機能

(コ) ストレスチェック結果を管理者へ提供することについて、同意するかどうかの意思確認を電磁的記録により行うことができる機能

ウ 上記イのシステムに係る操作は、原則、受託者が行うが、委託者も操作できるようにすること。

なお、受託者は、委託者からシステムに関する操作上の不具合について連絡があった場合は、速やかに対応すること。

エ 受託者は、紙方式による調査票の発送のための準備を行うこと。

(3) ストレスチェックの実施

【Web方式】

ア ストレスチェックは、対象者を6つのグループに分けて、原則、1週間毎に6回に分けて実施する。

イ 受託者は、システムのメール機能により、Web方式で受検する職員に対し、ログインに必要なID及びパスワードを送信する。

なお、パスワードは受検する職員が自由に変更できるようにすること。

また、委託者の指示により、事前に委託者へテストメールを送信すること。

ウ 上記イは、グループ単位で送信する。

エ 受託者は、委託者からメール送信エラー等の不具合や対象者名簿の修正等について連絡があった場合は、速やかに対応すること。

オ 受託者は、受検者からシステム入力方法に関する問い合わせがあった場合は、速やかに対応すること。

【紙方式】

ア 受託者は、紙方式で受検する職員に対し、調査票を職員ごとに封入封緘の上、所属毎にまと

めて送付し、受検後、返信用封筒等により調査票を回収すること。なお、回収に係る費用は委託料に含むこと。

なお、紙方式・英文で受検する職員に対しては、調査票を英文で作成すること。

【ワード・エクセル方式】

ア 受託者は、ワード・エクセル方式で受検する職員に対し、調査票をメール送信すること。

(4) ストレスチェック受検の勧奨

ア 受託者は、システムの検索機能により、未受検者を検索し、未受検者に対し受検勧奨メールを送信する。

なお、委託者の指示により、事前に委託者へテストメールを送信すること。

イ 受託者は、委託者からメール送信エラー等の不具合について連絡があった場合は、速やかに対応すること。

(5) ストレスチェック結果の通知

ア ストレスチェック結果は、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（令和3年2月改訂。厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室）」（以下「マニュアル」という。）に示されている素点換算表により、各尺度毎に5段階に評価し、数値及びレーダーチャートにより表示すること。また、各尺度毎に状況についてのコメントを記載すること。

イ ストレスチェック結果は、Web方式の場合は、受検後、Web上にて表示されるか、電子メール等により本人に通知されること。

また、紙方式の場合は、受託者は、調査票回収後、1ヶ月以内に、ストレスチェックの結果を職員ごとに封入封緘（親展）の上、所属毎にまとめて送付すること。

なお、紙方式・英文で受検した職員に対しては、ストレスチェックの結果を英文で作成すること。

ワード・エクセル方式の場合は、調査票回収後、1ヶ月以内に、ストレスチェックの結果をワード・エクセル方式で作成し、電子メール等により本人に通知すること。

ウ 紙方式及びワード・エクセル方式の場合、受託者はストレスチェック結果を通知する際に、委託者の指示により、ストレスチェック結果を所属長へ提供することに同意する場合の同意書の提出方法及びセルフケアに関する相談窓口について、ストレスチェック結果通知文上の記載又は文書の同封等の方法により周知すること。

(6) 高ストレス者の判定

受託者は、マニュアルに示されている「評価基準の例（その2）」に準拠し、次の㊸、㊹のいずれかに該当する者を高ストレス者として判定すること。

㊸ 「心身のストレス反応」（別紙1のB：29項目）の6尺度について、素点換算表より5段階評価に換算し、6尺度の合計点が12点以下である者

㊹ 「仕事のストレス要因」（別紙1のA：17項目）の9尺度及び「周囲のサポート」（別紙1のC：9項目）の3尺度の計12尺度について、素点換算表により5段階評価に換算し、12尺度の合計点が26点以下であって、かつ「心身のストレス反応」（別紙1のB：29項目）の6尺度について、素点換算表により5段階評価に換算し、6尺度の合計点数が17点以下である者

(7) 面接指導対象者の選定

受託者は、上記(6)により高ストレス者と判定した者を面接指導対象者として選定すること。

(8) 面接指導申出の勧奨

【Web方式、ワード・エクセル方式の場合】

ア 受託者は、システムのメール機能により、面接指導対象者に対し、面接指導申出の勧奨を行う。

- イ 受託者は、上記アによる面接指導申出の勧奨後、面接指導を申し出していない職員がいる場合は、システムのメール機能により、再度、勧奨を行う。なお、この勧奨は、2回行う。
- ウ 上記ア及びイのメールを送信する際は、委託者の指示により、事前に委託者へテストメールを送信すること。
- エ 受託者は、委託者からメール送信エラー等の不具合について連絡があった場合は、速やかに対応すること。

【紙方式の場合】

- ア 受託者は、面接指導対象者に対しストレスチェック結果を通知する際に、委託者の指示により、面接指導申出の方法について、ストレスチェック結果通知文上の記載又は文書の同封等の方法により面接指導申出の勧奨を行う。

(9) 面接指導

- ア 面接指導は、原則、次表の地区ごとに実施する。

地区	面接指導対象者の所属する管内
A	石狩、胆振、日高
B	空知
C	後志
D	渡島、檜山
E	上川、留萌、宗谷
F	オホーツク
G	十勝
H	釧路、根室

イ 面接指導の実施

- (ア) 受託者は、アのA～H地区において、申出があった面接指導対象者の面接実施希望日時に対応可能な面接会場及び面接指導医師を用意し次の点に配慮の上、面接指導を実施すること。
- ・面接指導対象者同士が会場で顔を合わせることをしないよう、実施時間や会場の案内等に配慮すること。
 - ・緊急時の連絡窓口を設ける等、当日の突発的な事態に対応できるよう配慮すること。
- なお、面接会場、面接指導医師等の面接運営に係る費用は委託料に含むこと。
- (イ) 受託者は、面接指導対象者から面接指導の申出があった際は、速やかに申出があった面接指導対象者と面接日時及び場所について調整を開始し、申出があったことを委託者に報告すること。なお、実施日は、原則、就業日（月曜日から金曜日（祝日法による休日を除く。））とする。
- (ウ) 受託者は、面接指導の実施日時及び実施場所の調整結果を、速やかに委託者に報告すること。
- (エ) 委託者は、報告を受けた面接指導の実施日時及び実施場所について、受託者と調整の上、決定する。
- (オ) 受託者は、決定された面接指導の実施日時及び実施場所において、面接指導を実施すること。
- (カ) 受託者は、マニュアル及び「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル（平成27年11月。厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室）」に基づき、面接指導を行うこと。
- (キ) 受託者は、面接指導実施後、「面接指導結果報告書兼就業上の措置に関する意見書」（別紙2。以下「意見書」という。）を作成の上、速やかに委託者に提出すること。

なお、意見書の作成にあたっては、面接指導申出者に対し、意見書が所属長（道立学校にあっては校長）に送付されることを説明の上、記載することに同意した事項のみ記載すること。

(ク) 面接指導の実施に当たり、オンラインでの実施は認めない。

(10) 集団ごとの集計・分析

ア 受託者は、ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析を、マニュアルに示されている「仕事のストレス判定図」を用いて行うこと。

イ 分析する集団の単位は5階層以上とし、それぞれ全体、男性のみ、女性のみとすること。

ウ 集団ごとの集計・分析結果の体裁は、全体、男性のみ、女性のみ計3部とすること。

なお、集計・分析結果は、仕事のストレス判定図だけにとどまらず、マニュアルに示されている素点換算表により、各尺度毎に評価された5段階の平均値を記載するとともに、棒グラフ、折れ線グラフ及びレーダーチャートを用いてわかりやすく理解できるものとする。

また、集団ごとの集計・分析結果の見方を添付し、各集団の傾向を詳細に分析すること。

さらに、各集団の結果に対応した、職場環境改善の手助けとなるような具体例を入れた助言を記載すること。

エ 受託者は、ストレスチェック受検終了後、2ヶ月以内に集団ごとの集計・分析結果を提出すること。

(11) その他

ア Web方式で使用するWebコンテンツは、次の仕様を満たすものとする。

OS	Microsoft Windows 10 Pro
wwwブラウザ	Microsoft Edge IEモード Google Chrome Firefox

イ Web方式の場合、専用のソフトウェアを個人貸与パソコン（インターネット接続あり）にインストールする必要がないこと。

また、特別な設定作業を要さず、簡単に回答できるものであること。

ウ 受託者は、委託者からWebサイトやシステムに関する問い合わせがあった場合は、速やかに対応すること。

エ 受託者は、ストレスチェックの受検状況や、面接指導の実施状況について、委託者から依頼があった場合、一覧にして提出すること。

8 成果品

受託者は、契約書第9条の規定に基づき、次に掲げる成果品を提出すること。

なお、下記（1）及び（3）の電子データについては、CD-ROMに格納の上、1部提出することとし、予めウイルスチェックを行うものとする。

また、下記（2）の成果品については、別紙2により、実施した面接1回について1枚提出すること。

(1) ストレスチェック業務及び集団ごとの集計・分析終了後、速やかに提出するもの

ア ストレスチェック受検対象者のストレスチェック受検状況一覧（CSV形式またはエクセル形式データ）

イ ストレスチェック受検者のストレスチェックの設問毎の回答内容（CSV形式またはエクセル形式データ）

ウ ストレスチェック受検者のストレスチェック結果に基づき計算された各尺度の合計点数（CSV形式またはエクセル形式データ）

エ ストレスチェック受検者のストレスチェック結果（マニュアルに示されている素点換算表に

より各尺度毎に評価された5段階の値及び高ストレス者の判定結果) (CSV形式またはエクセル形式データ)

オ 各所属の集団ごとの集計・分析結果 (PDF形式データ)

カ 各所属の健康リスク及びマニュアルに示されている素点換算表により尺度毎に評価された5段階の平均値一覧 (CSV形式またはエクセル形式データ)

(2) 当該月の面接指導業務が完了した後、翌月末までに提出するもの

面接指導結果報告書兼就業上の措置に関する意見書 (紙媒体またはワード形式データ)

なお、最終の面接指導業務が完了した後は、下記(3)の成果品と併せ、速やかに提出すること。

(3) 面接指導業務の全てが完了した後、速やかに提出するもの

ア 面接指導実施一覧 (CSV形式またはエクセル形式データ)

イ 労働基準監督署へ提出する「心理的な負担の程度を把握するための検査等結果報告書」の基礎データ (CSV形式またはエクセル形式データ)

9 データの保存

受託者は、本委託業務に係るデータ等を5年間保管するものとする。

なお、データの保管に当たっては、責任をもってセキュリティ管理を行い、個人のストレスチェック結果が第三者に閲覧されることがないように厳重な管理を行うこと。

また、当該期間内は、委託者から求めがあった場合は、速やかにデータを提出すること。

10 情報セキュリティ

受託者は、本委託業務の処理に当たり、個人情報を含む委託者の情報資産の取扱いについて、別記「重要事項説明書」を遵守しなければならない。

11 その他

本委託業務の処理に当たり、契約書及び本要領に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

別記

重要事項説明書

提供する役務の内容又は契約名

令和6年度北海道教育庁職員等及び北海道立学校職員のストレスチェック業務

- 1 北海道教育委員会情報セキュリティ基本方針、北海道教育委員会情報セキュリティ対策基準及びその他の関係法令例規を遵守すること。
- 2 業務の処理に関して故意又は過失により道に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- 3 道から引渡を受けた電子データ及び書面等（以下「資料等」という。）について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他必要な措置を講じ厳正な管理をすること。
- 4 道から提供された資料等について、道の書面による承諾を得ずに複写又は複製をしないこと。
- 5 業務を処理するために道から提供された引渡を受けた資料等を、業務完了後、速やかに甲に返還すること。
- 6 業務に係る資料等及び成果品等を業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供しないこと。
- 7 業務の処理に関し知り得た情報を他に漏らさないこと。
- 8 道の書面による承諾を得ずに業務の全部又は一部の処理を第三者に行わせないこと。
- 9 道は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な措置を求めること。
- 10 道は、業務の処理に伴い、情報セキュリティに関する事件又は事故等が発生した場合は、必要に応じて当該事故等の公表を行うこと。

別紙 1

職業性ストレス簡易調査票 (57 項目)

A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

	そ う だ	そま うあ だ	ちや がや う	ち が う
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない-----	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない-----	1	2	3	4
3. 一生懸命働かなければならない-----	1	2	3	4
4. かなり注意を集中する必要がある-----	1	2	3	4
5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ-----	1	2	3	4
6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない-----	1	2	3	4
7. からだを大変よく使う仕事だ-----	1	2	3	4
8. 自分のペースで仕事ができる-----	1	2	3	4
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる-----	1	2	3	4
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる-----	1	2	3	4
11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない-----	1	2	3	4
12. 私の部署内で意見のくい違いがある-----	1	2	3	4
13. 私の部署と他の部署とはうまが合わない-----	1	2	3	4
14. 私の職場の雰囲気は友好的である-----	1	2	3	4
15. 私の職場の作業環境（騒音、照明、温度、換気など）はよくない-----	1	2	3	4
16. 仕事の内容は自分にあっている-----	1	2	3	4
17. 働きがいのある仕事だ-----	1	2	3	4

B 最近 1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

	なほ かと つん たど	と あき っど たき	し あば っし たば	ほ いと つん もど あ った
1. 活気がわいてくる-----	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ-----	1	2	3	4
3. 生き生きする-----	1	2	3	4
4. 怒りを感じる-----	1	2	3	4
5. 内心腹立たしい-----	1	2	3	4
6. イライラしている-----	1	2	3	4
7. ひどく疲れた-----	1	2	3	4
8. へとへとだ-----	1	2	3	4
9. だるい-----	1	2	3	4
10. 気がはりつめている-----	1	2	3	4
11. 不安だ-----	1	2	3	4
12. 落ち着かない-----	1	2	3	4

13. ゆううつだ-----	1	2	3	4
14. 何をするのも面倒だ-----	1	2	3	4
15. 物事に集中できない-----	1	2	3	4
16. 気分が晴れない-----	1	2	3	4
17. 仕事が手につかない-----	1	2	3	4
18. 悲しいと感じる-----	1	2	3	4
19. めまいがする-----	1	2	3	4
20. 体のふしぶしが痛む-----	1	2	3	4
21. 頭が重かったり頭痛がする-----	1	2	3	4
22. 首筋や肩がこる-----	1	2	3	4
23. 腰が痛い-----	1	2	3	4
24. 目が疲れる-----	1	2	3	4
25. 動悸や息切れがする-----	1	2	3	4
26. 胃腸の具合が悪い-----	1	2	3	4
27. 食欲がない-----	1	2	3	4
28. 便秘や下痢をする-----	1	2	3	4
29. よく眠れない-----	1	2	3	4

C あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

非常に	かなり	多 少	全 く な い
-----	-----	--------	------------------

次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？

1. 上司-----	1	2	3	4
2. 職場の同僚-----	1	2	3	4
3. 配偶者、家族、友人等-----	1	2	3	4

あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？

4. 上司-----	1	2	3	4
5. 職場の同僚-----	1	2	3	4
6. 配偶者、家族、友人等-----	1	2	3	4

あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいいきいてくれますか？

7. 上司-----	1	2	3	4
8. 職場の同僚-----	1	2	3	4
9. 配偶者、家族、友人等-----	1	2	3	4

D 満足度について

満 足	満 ま あ 足	不 や 満 や 足	不 満 足
--------	------------------	-----------------------	-------------

1. 仕事に満足だ-----	1	2	3	4
2. 家庭生活に満足だ-----	1	2	3	4

別紙 2

面接指導結果報告書			
対象者	氏名	所属	
		男・女	年齢 歳
勤務の状況 (勤務時間、勤務時間以外の要因)			
心理的な負担の状況		(ストレスチェック結果) A. ストレスの要因 _____ 点 B. 心身の自覚症状 _____ 点 C. 周囲の支援 _____ 点	(医学的所見に関する特記事項)
その他の心身の状況		0. 所見なし 1. 所見あり ()	
面接 医師 判定	本人への指導区分 ※複数選択可	0. 措置不要 1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再面接 (時期: _____) 4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介	(その他特記事項)

就業上の措置に関する意見書			
就業区分	0. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業		
就業 上 の 措 置	勤務時間 の短縮 (考えられるもの に○)	0. 特に指示なし	4. 変形労働時間制の対象からの除外
		1. 時間外勤務の制限 _____ 時間/月まで	5. 就業の禁止 (休暇・休養の指示)
		2. 時間外勤務の禁止	6. その他
		3. 勤務時間を制限 _____ 時 分 ~ _____ 時 分	
	勤務時間以外 の項目 (考えられるもの に○を付け、措置 の内容を具体的に 記述)	主要項目 a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他	1)
措置期間	_____ 日・週・月 又は _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日		
職場環境の改善に 関する意見			
医療機関への 受診配慮等			
その他 (連絡事項等)			

医師確認欄 (確認後 <input type="checkbox"/> にチェック)	<input type="checkbox"/> この報告書に記載の事項は、所属長にこの報告書が提供されることを本人に説明の上、本人が同意した事項のみを記載しています。 (※同意のない診断名・検査値・具体的な愁訴の内容等の加工前の情報や、詳細な医学的情報は記載しないこと。)
---	--

医師の所属先	年 月 日 (実施年月日)
	医師氏名

入 札 書

年 月 日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史 様

住 所

入札者

氏 名

㊞

住 所

代理人

氏 名

㊞

業務名 令和6年度北海道教育庁職員等及び北海道立学校職員のストレスチェック
業務委託契約

検 査 項 目	予定数量 (受検見込人数)	単価	金 額
ストレスチェック業務 (Web方式)	13,740 人		
ストレスチェック業務 (紙方式)	560 人		
ストレスチェック業務 (紙方式・英文)	60 人		
ストレスチェック業務 (ワード・エクセル方式)	20 人		
面接指導業務	120 人		
入札総価額			

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、上記の金額で入札いたします。

- 注 1 入札金額は算用数字で記載し、その頭主には「¥」又は「金」を付すこと。
2 入札金額は、円単位とすること。

委任状

年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

私は、

住所
名称
氏名

を代理人と定め、
貴庁が行う令和6年度北海道教育庁職員等及び北海道立学校職員のストレスチェック業務に係る契約に関し、次の権限を委任します。

委任期間 年 月 日から
年 月 日まで

- 委任事項
- 1 入札書及び見積書の提出に関する事。
 - 2 契約の締結に関する事。
 - 3 契約に付随する必要な諸届に関する事。
 - 4 代金の請求及び受領に関する事。
 - 5 復代理人の選任に関する事。
 - 6 その他上記に付帯する一切の事項。

別紙

参考

北海道教育庁職員等及び北海道立学校職員のストレスチェック業務委託契約に係る
令和4年度及び令和5年度の面接指導の実績

(1) 令和4年度

面接指導対象者の属する管内	実施場所	実施人数
石狩、胆振、日高	札幌市、苫小牧市、伊達市	53
空知	岩見沢市	11
後志	小樽市	4
渡島、檜山	函館市、七飯町	6
上川、留萌、宗谷	旭川市	9
オホーツク	紋別市	2
十勝	池田町	5
釧路、根室	釧路市	13
合計		103

(2) 令和5年度

面接指導対象者の属する管内	実施場所	実施人数
石狩、胆振、日高	札幌市、登別市、伊達市	63
空知	岩見沢市、滝川市	9
後志	小樽市	5
渡島、檜山	七飯町	8
上川、留萌、宗谷	旭川市	16
オホーツク	北見市、紋別市	6
十勝	池田町	8
釧路、根室	釧路市	15
合計		130